

# 府中市地域防災計画

大規模事故対策 編

<平成20年修正(案)>

府中市防災会議



# 目 次

## 第1部 総 則

第1章 計画の方針	1
-----------	---

## 第2部 災害応急対策計画

第1章 応急活動態勢	2
第2章 情報の収集と伝達	2
第3章 鉄道事故災害対策	3
第4章 航空機災害対策	3
第5章 道路災害対策	4
第6章 危険物等災害対策	4
第7章 警備・交通規制	6
第8章 救助・救急活動	6
第9章 避難計画	6
第10章 その他の対策	6



# 第1部 総則

## 第1章 計画の方針

### 第1節 計画の目的

災害対策基本法では、自然災害のほかに大規模な火災、爆発その他の大規模な事故による被害についても災害として定義している。

府中市においても、社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、さまざまな要因による大規模事故に対しても、市の機能をあげて対応することが求められている。

そこで、大規模事故に対する応急対策を充実強化するために、地域防災計画において大規模事故対策編を策定することにより、市民等の生命・身体及び財産を保護することを目的とする。

### 第2節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、府中市の地域に係る大規模事故対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、本対策以外の防災に関する計画及び他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画と矛盾してはならない。

### 第3節 計画の習熟

各関係機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

### 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。各防災機関は、関係のある事項について、毎年、府中市防災会議が指定する期日（緊急を要するものは、その都度）までに、計画修正案を提出する。

## 第2部 災害応急対策計画

大規模事故が発生した場合、市は都及び防災関係機関と協力し、状況の把握、災害の拡大防止、避難誘導、救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うための態勢を確立する。

### 第1章 応急活動態勢

大規模事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の通報を含む各関係機関からの情報収集活動を行い、災害の規模や状況に応じて、災害対策本部（以下「市本部」という。）の設置、救助・救急活動、住民への避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等の災害応急対策を迅速に実施する。

大規模事故等が発生した場合の活動態勢については、状況に応じて、震災編第3部第1章又は風水害編第3部第1章「応急活動態勢」に準ずることとする。

### 第2章 情報の収集と伝達

大規模事故が発生した場合、被害の拡大を防止し、迅速かつ的確な対応を図るためには、被害状況等の正確な情報を収集しなければならない。

市は、市民からの通報、各関係機関からの情報を収集し、現地の状況を把握するとともに、各関係機関との連携を図る。

また、必要に応じて、現地に職員を派遣するほか、関係機関と協力し、地域住民への広報を実施する。

大規模事故等が発生した場合の情報の収集・伝達については、状況に応じて、震災編第3部第2章又は風水害編第3部第2章「情報の収集と伝達」に準ずることとする。

## 第3章 鉄道事故災害対策

市は、大規模な鉄道事故により火災が発生した場合は、地域住民の安全確保を図るため、関係機関と連携し、対策を講じるものとする。

消防関係機関は、火災等から地域住民の人命及び財産を守るため、関係機関と連携し、消防機関の有する全機能をあげて火災等を警戒・防除・鎮圧するとともに、救助・救急活動を実施する。

JR東日本、京王電鉄、西武鉄道は、旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等の大規模な事故が発生した場合は、市本部に協力し、迅速に状況を把握する。また、警察署や消防署などの関係機関と連携して、乗客の安全確保や被害の拡大防止のための応急措置を行う。

危険物・毒物・劇物などを積載した車両からの危険物・毒物・劇物などの流出等が発生した場合は、第6章「危険物等災害対策」に準じて対応する。

また、復旧状況や列車の運行状況について、関係機関に連絡する。

## 第4章 航空機災害対策

市は、市及び市周辺での航空機の墜落事故等が発生した場合、以下の事項を把握し、都、府中消防署、その他の関係機関へ迅速に連絡する。府中消防署は、大規模災害出場計画、油脂火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。

<連絡事項>

- ・ 事故の種類
- ・ 事故発生の日時及び場所
- ・ 事故機の種別
- ・ その他必要な事項

また、事故機が自衛隊機、米軍機の場合は、「米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき、対策活動を実施する。

「米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」については、資料編〇ページ、資料〇のとおりである。

## 第5章 道路災害対策

市は、タンクローリーの横転事故火災、毒劇物運搬車の横転事故などの道路災害が発生した場合、地域住民の安全確保を図るため、関係機関と連携のもと、災害の態様に応じた対策を講じるものとする。

消防関係機関は、火災や毒劇物等の流出・拡散から地域住民の人命及び財産を守るため、関係機関と連携し、消防機関の有する全機能をあげて活動する。

道路管理者は、車両の多重衝突・火災等の大規模な事故が発生した場合、迅速に状況を把握し、警察署や消防署などの関係機関へ連絡を行うとともに連携して、乗客の安全確保や被害の拡大防止のための応急措置を行う。

危険物・毒物・劇物などを積載した車両からの危険物・毒物・劇物などの流出等が発生した場合は、第6章「危険物等災害対策」に準じて対応する。

## 第6章 危険物等災害対策

市内の石油類、高圧ガス等危険物の貯蔵所等の施設については関係法令等に基づいて防災体制の強化が図られているところであるが、万一、大規模な事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺の市民にも大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、被災者の救助や被害拡大の防止等の応急措置を迅速かつ的確に講ずることにより、被害を最小限に止めることが必要である。

### 第1節 石油类等危険物保管施設の応急活動

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これらの施設に対する応急対策は、震災編第3部第7章「消防・危険物対策」に定めるところにより対処する。

- 1 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及びタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策
- 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 4 被災状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

## 第2節 高圧ガス保管施設の応急活動

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、有毒ガスが漏えいした場合、当該事業所は全力をあげて防御活動を実施するが、併せて、被害の拡大を未然に防止するために関係機関に迅速、的確な通報を行う必要がある。

有毒ガス漏えい事故発生時における対応措置は次のとおりである。

### 1 府中消防署の対応措置

- (1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは警戒区域からの退去及び火気の使用禁止を行う。
- (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する応急対策については、震災編第3部第7章「消防・危険物対策」により対処する。

## 第3節 毒物・劇物取扱施設の応急活動

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の応急措置は次のとおりである。

### 1 府中消防署の対応措置

- (1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難の勧告又は指示を行う。
- (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (3) 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する応急対策については、震災編第3部第7章「消防・危険物対策」により対処する。

## 第4節 放射線使用施設の応急活動

放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づいて定められた基準に従い、放射線同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行うこととされている。

また、文部科学大臣は、必要があると認めるときは、これに対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができることとされている。

### 1 府中消防署の対応措置

放射性同位元素等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、震災編第3部第7章「消防・危険物対策」により応急活動を行う。

## 第7章 警備・交通規制（府中警察署）

大規模事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、さまざまな社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。このため、住民の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期すことが必要である。

警備・交通規制については、状況に応じて、震災編第3部第4章又は風水害編第3部第5章「警備・交通規制」に準ずることとする。

## 第8章 救助・救急活動

火災、危険物の漏えい及び大爆発等の大規模事故時には、市は、府中消防署、府中警察署、都及び関係機関と協力し、被災者の救助・救急、救護活動を実施する。また、必要に応じ、医療救護班を現地に派遣する。

大規模事故等が発生した場合の情報の収集・伝達については、状況に応じて、震災編第3部第2章又は風水害編第3部第2章「情報の収集と伝達」に準ずることとする。

## 第9章 避難計画

火災、危険物の漏えい及び大爆発等の大規模事故時には、付近の住民の避難が必要となる。このため、市は、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策を講じる必要がある。

避難については、状況に応じて、震災編第3部第9章又は風水害編第3部第10章「避難計画」に準ずることとする。

## 第10章 その他の対策

大規模事故発生時において被害を最小限に抑え、被災者の生命及び安全を確保するとともに人心の安定を図るためには、迅速に救援・救護活動を実施することが重要である。

その他の大規模事故に対する対策については、状況に応じて、震災編第3部又は風水害編第3部に準ずることとする。